

事業名	地域福祉基金助成事業費		
細事業名	地域福祉活動補助金	財務コード	197402
担当部課室	福祉保健 部 福祉保健総務 課 福祉企画・生活保護 担当 (内線)		3096

事業の概要

実施期間	始期 H3 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	補助(民間社会福祉団体等、措置児童)		
事業の目的	だれ(何)を対象に	その対象をどのような状態にして	結果、何に結びつけるのか
	民間社会福祉団体等 措置児童	民間社会福祉活動が活性化してい る 自立している	地域福祉の向上 児童福祉の向上
事業の内容 主にH26年度	地域福祉活動支援事業 地域福祉の向上を目的として、県下全域又は広域において保健活動又は福祉活動を行う民間社会福祉団体等が実施する事業に必要な経費を補助する。 ・補助先: 民間社会福祉団体等 ・補助率: 2/3  措置児童自立支援事業 措置児童の自立を支援することを目的とし、県内で措置されている児童が自立のために必要な物品の購入に必要な経費を補助する。 ・補助先: 措置児童 ・補助額: 20千円以内  H26実績 地域福祉活動支援事業: 1,354千円(3団体) 措置児童自立支援事業: 539千円(29名)		
根拠法令等	山梨県地域福祉活動補助金交付要綱		

事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と目標の実現度	25年度	26年度		27年度	28年度	事業目標の考え方
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値	
補助団体数	3	4	3	4	4	活動指標 目標設定の考え方 過去3年間の実績平均 データの出典等 実績報告書
児童数	23	23	29	48	34	
活動指標達成率 (実績値/目標値)			%			
成果指標						成果指標 目標設定の考え方 データの出典等
成果指標達成率 (実績値/目標値)			%			
決算額又は予算額 (千円) うち一財額	1,356 0		1,893 0	2,560 0	2,560 0	成果指標によらない成果 事業費の一部を助成することにより、民間社会福祉団体等が行う保健活動及び福祉活動が活性化されている。 措置児童が就職や、進学に必要な経費について助成し、措置児童の自立を促進することで児童福祉の向上に寄与している。
所要時間(直接分)	20 時間		20 時間	20 時間	20 時間	
所要時間(間接分)	0 時間		0 時間	0 時間	0 時間	
所要時間計	20 時間		20 時間	20 時間	20 時間	
人件費コスト単位:千円 (@2,048円×所要時間)	41		41	41	41	

これまでの事業の見直し・改善状況

<ul style="list-style-type: none"> <li>・H21年度:事業費を基金運用益の範囲内とし、原則として基金の取崩を行わないこととし、民間社会福祉施設助成事業を補助対象事業から除外</li> <li>・H22年度:児童福祉を目的とした寄付金を受け、補助対象事業に措置児童に対する事業を追加</li> </ul>
--

活動量と成果の判断(平成26年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか (「活動指標の達成率」等から事業の活動量を判断)		
数値判定 H26年度 活動指標 の達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 数値判定と一次評価が異なる場合に記載すること 補助金の財源となる山梨県地域福祉基金に係る利子収入が減少している中で、H26年度はソフト事業3件75.0%、措置児童への助成29件 126.1%と、ほぼ予定どおりの活動量がある。(2事業の平均100.6%)
	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上) b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満) c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)  
d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)

(2) 事業は意図した成果を上げているか (「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)		
数値判定 H26年度 成果指標 の達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 必ず記載すること 地域福祉活動支援事業により補助を行った団体において、在宅福祉の普及、向上のための事業、健康、生きがいづくりのための事業などが毎年実施されており、地域の特性に応じた地域福祉の向上が図られている。また措置児童自立支援事業により、これまで約130人の措置児童に対し補助を行い、その自立を支援している。以上のことから、当該事業で意図した成果はほぼ上げている。
	b	

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上) b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満) c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満) d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)

見直しの必要性(平成28年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部局評価結果)		
見直しの必要性	説 明	以外の判断項目
有	当該事業は、地域福祉の向上に資すると認められる事業への補助や、親からの支援を受けられず、自立への障害の大きい措置児童の自立を支援するため補助を行っており、今後も引き続き事業を行う必要がある。 なお、これまで申請書の記載不備等により書類のやりとりで日時を要したことから、申請書の記入例を見直すなど、申請者にとって分かりやすい事務処理の方法等を検討し、早期に交付決定ができるよう見直しを行う必要がある。	m

・「以外の判断項目」の欄  
a: 目的の達成 b: 新たな課題への対応 c: 対象の変化 d: ニーズの変化 e: 法律・制度の改正 f: 民間等実施 g: 市町村等へ移管 h: 外部委託  
i: 経費節減 j: 類似事業と統合・連携 k: 所要時間の縮減 l: プロセスの改善 m: その他

二次評価(担当部局再評価結果) 行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価		
見直しの必要性	説 明	以外の判断項目

・「以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする

見直しの方向(平成28年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等 「見直しの必要性」と「見直しの方向」が異なる場合は、その理由も記載すること
実施方法等の変更	H28年度申請の募集にあたっては、申請書の記入例等を見直し、申請者にとってわかりやすいものとする。

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること  
・見直しがない場合は「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること